

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 25. 4. 24 第 183 回国会第 7 号

4 月 24 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 23 号）

- ・太田国土交通大臣、北村総務大臣政務官、松下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

大 島 章 宏君（民主）

- ・本法律案が提出されるに至った背景は何か。また、法施行後に、全国の気象官署も含め、気象庁においてどのような改革が行われることになるのか。
- ・法改正により特別警報が新設されるが、これらの警報等は命に関わる情報であるので、住民に確実に伝わるのが重要である。警報等の情報は、どのように住民へ伝達されるのか、総務省における準備及び体制の状況はどうなっているか。
- ・特別警報等の的確な実施には、気象庁の体制を充実させることが重要であり、そのために、法改正とあわせて十分な予算の確保が必要と考えるが、大臣の見解は如何か。

三 宅 博君（維新）

- ・特別警報が新設されることで、国民の間で、これまでの警報を軽視する、警報への備えを緩めるといった心理的な影響があると懸念されるが、こうした懸念に対し、気象庁としてどのように考えているのか。
- ・特別警報の発表基準を地方公共団体の長の意見を聞いて定めるとしているが、地域によって大きく基準が異なってしまうことにならないか。基準について、具体的にどのようなものを想定しているのか。
- ・気象庁が発表する気象情報等について、パンフレットなどを作成しているようだが、十分伝わっておらず、努力が足りないのではないか。気象庁は、より多くの国民に知ってもらうように、広報についても配慮が必要ではないか。

柿 沢 未 途君（みんな）

- ・気象庁は、数年に一度の猛烈な雨を観測した場合に「記録的短時間大雨情報」を、数十年に一度の豪雨を観測した場合に「大雨の特別警報」を発表するが、住民及び市町村長が双方を聞き分けて自らの判断で対応することができるのか。
- ・特別警報が創設されるのは、今までの警報が市町村長が発する避難勧告や避難指示の判断材料として機能してこなかったことによるものとするが、大臣の見解を伺いたい。
- ・避難指示や避難勧告は、災害対策基本法上、市町村長が発するが、市町村の役場には気象のプロはいない。天気予報はコンピュータ解析が主となっているため、以前と同じように人員を抱える必要はないので、気象庁職員を市町村又は都道府県へ移管すべきではないのか。

穀 田 恵 二君（共産）

- ・防災気象情報は、受け手である住民が警報をどのように理解しているかが重要であるが、気象庁はその情報に対する住民の理解度をどのように把握しているのか。
- ・気象庁職員は、1995 年度と比較して 800 人以上減少しており、そのため台風や大雨等への対応で混乱している状況である。気象庁については、必要などころに人員を増やして、体制を強化すべきではないのか。
- ・航空気象観測業務は、安全性に関わる業務であり、民間委託を行うのではなく、国が責任を持って行うべき業務であるとするが、大臣の見解を伺いたい。